

情報提供のお願い

福島県警では、暴力団の分断・壊滅を目指して、

○暴力団犯罪の取締りの徹底

○暴力団対策法の効果的運用

○暴力団排除活動の推進

を3本柱とした暴力団総合対策に取り組んでいます。

暴力団を社会から根絶させるためには、警察の取締りだけでは到底達成することはできません。

そこで、県民のみなさん一人ひとりが強い意思をもって、

○暴力団を利用しない

○暴力団を恐れない

○暴力団に金を出さない

という「**暴力追放3ない運動**」を確実に実践し、県民のみなさんと警察が一体となって暴力団の不法・不当な活動を封じこめることが必要です。

暴力団による悩みや困りごとは、どんな小さなことでも、相談してください。

暴力団の根絶をめざしてみなさんのご協力を！



企業対象暴力対策

「企業対象暴力」とは、企業を標的に、暴力団や総会屋等が、その組織の威力を背景として、

○機関紙等の購読や賛助金の要求

○関連する事業への融資や各種工事の下請けの要求

○産業廃棄物の処理に係る仲介・斡旋、備品や消耗品の売り込み

○競売物件を不法に占拠したりする競売妨害

○企業のミスやスキャンダルにつけ込んだ恐喝や脅迫

など、不当な要求をし、利益を獲得しようとするものです。

こうした組織暴力からの様々なアプローチに対しては、

「不当な要求には決して応じない」

という姿勢の下、毅然とした態度でこれを拒否し、その介入を許してはなりません。

企業イメージや社会的信用を重んじるあまり、これら組織暴力からの要求に応じますと、相手に弱みを握られることになります。

暴力団や総会屋等からのアプローチがあった場合には、

迷わず相談してください！



民事介入暴力対策

山口組や稲川会・住吉会といった指定暴力団やその傘下組織がその威力を示して、

- 不当に金品等を要求する行為
- 用心棒料等を要求する行為
- みかじめ料等を要求する行為
- 交通事故などの示談交渉に介入する示談屋行為

などの暴力的要求行為を行い、不当に資金を得ています。

福島県警では、これら暴力団による『不当な要求行為』から市民生活の平穏を確保するために、皆様からの積極的な相談を受け付けています。

一人で悩まず、相談してください！



相談窓口

各警察署の刑事課
又は
(公財)福島県暴力追放運動推進センター
福島相談所 024 - 572 - 6960

県民の力で社会の敵である暴力団を排除しましょう!!

～暴力団からの不当な要求行為があった場合は、積極的に警察に相談して下さい～